

大阪の規制改革についての提案

大阪府・大阪市特別顧問 橋爪紳也

1. フェスティバル都市・大阪の実現に向け公共空間の利活用の促進を

- ・「楽しいまちづくり」に向けて、大阪は、年間を通じて様々なフェスティバルが開催されている都市をめざすべき
- ・たとえば人口 46 万人のエジンバラは、20 世紀後半から文化・観光に特化した著名なまちに転じた。例えば 8 月に 3～4 週間にわたって行われるエジンバラ・フェスティバルは、5～6 種類の大規模フェスティバルが、市内の歴史的市街地全体で、同時進行で開催されている。その際、さまざまな主体により道路、広場等の公共空間が 1 ヶ月程のあいだ、特定の実行委員会組織に利活用されている。公共セクターが全体の調整と許認可を担っている。（たとえばエジンバラ・フェスティバルを構成するフェスティバルのひとつ、世界最大の文化芸術フェスティバルであるフリンジフェスティバルだけでも、250 ほどの会場、2,000 以上の演目、30000 以上の公演）
- ・大阪でも 2015 年大坂の陣 400 年プロジェクトを契機に、毎年恒例となるかたちで、公園や街路、川面などの公共空間を民間が大胆に利活用して大型フェスティバルが同時開催されるよう、規制緩和に取り組むべき。
- ・また、公共空間における民間の利活用を促進するためには、エリアマネジメントシステムの充実に向けた大阪版 B I D 制度の導入が必要。そのため、現在制度のあり方について検討中。新しい法制度も含めた条件整備に取り組むべき。
- ・以前、御堂筋全体をつかったストリートライブをしたいという提案を受け、検討したが具体化できなかった。街路や河川、橋梁などを「広場」「オープンスペース」として利活用することが望まれる。

2. 歴史的建築物の利活用の促進を

- ・中之島の中央公会堂や富田林寺内町など、大阪には様々な歴史的建築物が残っており、都市魅力資源の一つとなっているが、宿泊や飲食施設としては十分には活用されていない。活用されていない背景には、文化財保護の視点にたった、旅館業法や建築基準法、消防法などによる規制が存在。
- ・歴史的建造物の宿泊施設への転用については、スペインやポルトガルでは国が認めているが、日本では旅館など以前から宿泊施設として使っている文化財のみ認められているだけであり、原則禁止である。
- ・大阪の歴史的建築物が都市魅力の資源として、より一層活用されるためには、民間資本のコンバージョン（転用）を容易にすることが必要。制約となる規制があれば、例えば国家戦略特区制度なども活用して、緩和していくべき。
- ・たとえば旧大阪市立歴史博物館や大阪市中心公会堂、あるいは将来的に、大阪府庁大手前庁舎などの民間利用および転用が検討されることなどがあれば、飲食施設や宿泊施設としても活用できるよう、その制約となる規制は緩和していくべき。

3. 催事等の魅力促進に向け個別具体の規制緩和を

- ・規制により様々な催事制限等の事例が存在。催事等のより一層の魅力アップに向け、民間の創意工夫などを活かすため様々な規制緩和等に取り組むべき（別添資料）
- ・特に催事の主催と連動する屋外広告物の規制緩和が必要。広告や看板を美観を損なう「悪しきもの」という前提のもとにたった規制の類は見直し、いかにして美観や楽しさをもたらす広告を創造するのかといった観点から、諸規制を緩和するべき。屋外広告の収益で地域の美化やにぎわいづくりの原資とする「エリアマネジメント広告」を、最大限、展開できる緩和策が必要。

（行政窓口ごとに違うルールの一統化を）

- ・また、これ以外にも、フリーマーケットの仮設店舗の営業許可が消防署ごとにルールが違うなどの問題あり。自治体ごとに条例で決まっている。露店事故をふまえると、管理指導の徹底は必要だが、行政区ごとにルールがバラバラなのは民間の活動を制約。このような民間活動を規制するルールについては、例えば府全体で統一のルールを設けるべきではないか。

（大阪イベントコミッションの設立を）

- ・各地にフィルムコミッションが立ち上がり、地域活性化&PR に貢献しているように、イベントに纏わる許認可手続き作業などを一元化してはどうか。そのため、「大阪イベントコミッション」を設立、イベントに関連する情報の窓口統一および手続き&情報一元化が図れるようになればと思う。例えばまずは時期限定、エリア限定ではじめてみてはどうか。